

# 仕様書

## 1 委託業務名

三重県における非正規雇用実態調査・分析業務

## 2 業務の目的

本県では、転出超過数の約8割を15～29歳の若者が占めており、特に若い女性の転出に歯止めがかかっていない状況である。この背景の一つとして、有識者からはジェンダーギャップの存在が指摘されている。「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」（経済分野）において本県は全国46位に位置しており、その指標に関連する女性の正規雇用比率は全国的に見ても低く、本県も課題であると考えている。

そこで、こうした非正規雇用労働者の実態や要因、背景を把握するとともに、自ら望んで非正規雇用を選んでいる方（以下、「本意非正規雇用労働者」という）や正規雇用を望んでいるが正規の職員・従業員の仕事がないことを理由として非正規雇用となっている方（以下、「不本意非正規雇用労働者」という）の実態等を分析し、今後の施策の検討につなげることを本業務の目的とする。

## 3 業務の内容

下記【基本的な考え方】で示す要因・背景を明らかにするため、以下の（1）、（2）に掲げる業務を実施すること。

### 【基本的な考え方】

- 三重県内に従事する非正規雇用労働者について、現在非正規で働いている背景等（非正規雇用となった背景、本人の希望する就業形態、世帯年収、家族構成等）を、年代別、性別、産業別等、属性別に洗い出す。
- 三重県内で従事し、自身が本意非正規雇用労働者であると考えている方の家族や収入の状況等の周辺環境や実態を分析する。（例：年収の壁、扶養の範囲内での労働、育児・介護等家庭内での役割分担を受けて等）
- 三重県内で従事する不本意非正規雇用労働者の正規雇用化を妨げる要因・背景について調査・分析を行う。
- 本業務におけるアンケート結果や国及び県の既存資料を用いながら、三重県の特徴を洗い出す。
- 下記（1）、（2）の調査・分析結果に基づき、三重県における女性の正規雇用比率が全国的に見ても低くなっている要因・背景等を洗い出す。

（1）アンケート調査の実施及びその結果に基づく定量分析

- ①契約締結後、速やかにアンケート項目等について県と協議し、アンケート調

査を開始すること。

②産業等、セグメント毎に分類した分析を求めるが、そのセグメントについては、県と事前に協議すること。

〈アンケート対象〉

・三重県内で非正規雇用労働者として従事する者

※有効回答者数 400 名以上をめどに、余裕を持った回答依頼者数を確保すること。

## (2) 三重県の特徴の洗い出し

女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム（厚生労働省）報告（令和 7 年 3 月 26 日）のうち、以下に掲げる項目の三重県版データを収集・整理し、三重県の特徴を洗い出すこと。

①「現職を選択した理由別にみた非正規雇用労働者の推移」

②「女性の働き方と賃金」

（参考資料）

- ・総務省「労働力調査」
- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
- ・その他、必要な資料

③「労働市場における正規・非正規雇用の状況」

④「多様な正社員制度の導入割合」

（参考資料）

- ・厚生労働省「雇用均等基本調査」
- ・厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」
- ・三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」
- ・その他、必要な資料

## 4 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 19 日まで

## 5 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 三重県における非正規雇用実態調査・分析結果報告書（A4 判） 11 部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）～（2）にかかる電子データ 一式

## 6 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

## 7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が、(1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

## 8 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録等を作成し、三重県に報告すること。
- (4) 県が提出を求めた際には、その時点における調査結果を適宜三重県に共有すること。
- (5) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる成果物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (6) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (7) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。